

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
6月13日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項（水産振興課）……………一  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（漁港漁場整備課）……………一
- 公告  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………二
- 公安委規則  
山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 公安委規程  
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………三  
ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程を廃止する規程……………三



### 山口県告示第二百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 届出事項

加入区	住	発	起	所	氏	名
萩市西部加入区	萩市三見三四四三の一	〃	〃	〃	中村	元次
	〃	〃	〃	〃	飯田	充
萩市東部加入区	〃	〃	〃	〃	古谷	良治
	〃	〃	〃	〃	吉村	和人
阿武町加入区	〃	〃	〃	〃	金子	節男
	〃	〃	〃	〃	村木	泰昌
田万川町加入区	〃	〃	〃	〃	塩谷	則夫
	〃	〃	〃	〃	土井	幹雄

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

#### 二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦	覧	期	間	縦	覧	場	所
萩市西部加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合
萩市東部加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
阿武町加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田万川町加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

### 山口県告示第二百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港特定漁港漁場整備工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港特定漁港漁場整備工事（第一工区）
- (一) 工事場所 下関市彦島西山町四丁目地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
本土工(ケーソン製作・運搬)		十二 <small>か</small> 函	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関水産振興局 下関市大和町二丁目一六番一号  
申請書等の提出期間及び時間  
平成二十九年六月十四日から同年七月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年七月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関水産振興局(電話〇八三―二六六一―二四一)にすること。

(二七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字鶴屋

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字平生村四三三番地の二

株式会社旭機械工商



山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十二年山口県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「山口県警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任）

第二条 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下この条において「法」という。）第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を山口県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

一 法第五条第一項の規定による命令（以下この条において「禁止命令等」という。）

二 法第五条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

三 法第五条第三項の規定による禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取

四 法第五条第六項又は第七項（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知

五 法第五条第九項の規定による延長

六 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

2 公安委員会は、法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

一 法第五条第三項の規定による禁止命令等

二 法第五条第六項又は第七項の規定による通知（前号に掲げる禁止命令等に係るものに限る。）

三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等（第一号に掲げる禁止命令等をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

山口県公安委員会規程第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成二十九年六月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十四の表から四十六の表までを削り、四十七の表を四十四の表とし、四十八の表から九十四の表までを三表ずつ繰り上げる。

別表第二中十八の表を削り、十九の表を十八の表とし、二十の表から三十八の表までを一表ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、平成二十九年六月十四日から施行する。

山口県公安委員会規程第六号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十九年六月十三日

山口県公安委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程を廃止する規程

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき公安委員会が行う聴聞等の主宰者の指名に関する規程（平成十二年山口県公安委員会規程第四号）は、廃止する。

附則

この規程は、平成二十九年六月十四日から施行する。

平成二十九年六月十三日印刷  
發行

發行人所

山口縣知事